

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第 1 条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 本庁	第 2 章 本庁
第 1 節 部局等（第 5 条— <u>第13条の 2</u> ）	第 1 節 部局等（第 5 条— <u>第13条の 3</u> ）
第 2 節 [略]	第 2 節 [略]
第 3 章～第 6 章 [略]	第 3 章～第 6 章 [略]
附則	附則
(部局等)	(部局等)
第 5 条 部局等は、次のとおりである。	第 5 条 部局等は、次のとおりである。
(1)～(10) [略]	(1)～(10) [略]
(政策地域部の分課及びその分掌事務)	(政策地域部の分課及びその分掌事務)
第 8 条 政策地域部に次の室及び課を置く。	第 8 条 政策地域部に次の室及び課を置く。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
<u>(6) I L C 推進室</u>	<u>(11) I L C 推進局</u>
<u>(7) [略]</u>	(6) [略]
<u>(8) [略]</u>	(7) [略]
<u>(9) [略]</u>	(8) [略]
<u>(10) [略]</u>	(9) [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
<u>7 I L C 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u>	
<u>I L C 推進担当の分掌事務</u>	
<u>(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に関する企画及び調整並びに推進に関すること。</u>	
<u>8 [略]</u>	<u>7 [略]</u>
<u>9 [略]</u>	<u>8 [略]</u>
<u>10 [略]</u>	<u>9 [略]</u>
<u>11 [略]</u>	<u>10 [略]</u>
(復興局の分課及びその分掌事務)	(復興局の分課及びその分掌事務)
第13条の 2 [略]	第13条の 2 [略]
	<u>( I L C 推進局の分課及びその分掌事務)</u>
	<u>第13条の 3 I L C 推進局に次の課を置く。</u>
	<u>(1) 企画総務課</u>

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁 部局等（秘書広報室及び復興局を除く。）	[略]	
[略]		
復興局及び出納局		
部局等（秘書広報室及び復興局を除く。）	[略]	
[略]		

(2) 事業推進課

2 企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び総務担当の分掌事務

(1) 局の総括に関すること。

(2) 局内各課の連絡に関すること。

(3) 局内他課の主管に属しないこと。

企画担当の分掌事務

(1) 局内の予算に関すること。

総務担当の分掌事務

(1) 局内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。

3 事業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

事業調整担当の分掌事務

(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る総合的な企画及び調整並びに施策の推進に関すること（計画調査担当の主管に属するものを除く。）。

計画調査担当の分掌事務

(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る施策の推進のための調査に関すること。

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁 部局等（秘書広報室、復興局及びILC推進局を除く。）	[略]	
[略]		
復興局、ILC推進局及び出納局		
部局等（秘書広報室、復興局及びILC推進局を除く。）	[略]	
[略]		

復興局及び 出納局		
[略]		
[略]		[略]
県土整備部	[略]	
室	[略]	
[略]		
地域振興室	[略]	
I L C 推 進 室	首席 I L C 推 進 監	<u>上司の命を受け、国際リ ニアコライダー建設の実現 についての企画及び立案に 参画する。</u>
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、 <u>第 8 条 第 8 項</u> 国際担当の分掌事務 を掌理するとともに、室長 に事故があるとき、又は室 長が欠けたときは、当該事 務に関し、その職務を代理 する。
三陸防災復 興プロジェ クト2019推 進室	総括プロ ジェクト 推進監	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、 <u>第 8 条 第 11 項</u> 総務企画担当及び運 営担当の分掌事務を掌理す るとともに、室長に事故が あるとき、又は室長が欠け たときは、当該事務に関し 、その職務を代理する。

復興局、I L C 推 進局 及び出納局		
[略]		
[略]		[略]
県土整備部	[略]	
I L C 推 進 局	首席 I L C 推 進 監	<u>上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、国際リ ニアコライダー建設の実現 に関する事務で特に命ぜら れた事項を掌理する。</u>
	I L C 推 進 監	<u>上司の命を受け、国際リ ニアコライダー建設の実現 についての企画及び立案に 参画するとともに、局の事 務で特に命ぜられた事項を 掌理する。</u>
室	[略]	
[略]		
地域振興室	[略]	
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、 <u>第 8 条 第 7 項</u> 国際担当の分掌事務 を掌理するとともに、室長 に事故があるとき、又は室 長が欠けたときは、当該事 務に関し、その職務を代理 する。
三陸防災復 興プロジェ クト2019推 進室	総括プロ ジェクト 推進監	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、 <u>第 8 条 第 10 項</u> 総務企画担当及び運 営担当の分掌事務を掌理す るとともに、室長に事故が あるとき、又は室長が欠け たときは、当該事務に関し 、その職務を代理する。

	プロジェクト推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第11項</u> 総務企画担当及び運営担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	[略]	
[略]		

	プロジェクト推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第10項</u> 総務企画担当及び運営担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	[略]	
[略]		

2～5 [略]

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
政策地域部	[略]	
	調査統計課	[略]
	<u>I L C 推進室</u>	<u>I L C 推進課長</u>
	国際室	[略]
[略]		
復興局	[略]	
出納局	[略]	

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
政策地域部	[略]	
	調査統計課	[略]
	国際室	[略]
	[略]	
[略]		
復興局	[略]	
<u>I L C 推進局</u>	<u>企画総務課</u>	<u>管理課長</u>
	<u>事業推進課</u>	<u>計画調査課長</u>
出納局	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長</td> </tr> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長</td> </tr> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長
決裁権者		代決権者																					
	第1順位者	第2順位者																					
[略]																							
部長	[略]	企画室長、総務室長																					
決裁権者	代決権者																						
	第1順位者	第2順位者																					
[略]																							
部長	[略]	企画室長、総務室長																					

	、総合防災室長、地域振興室長、 <u>I L C</u> 推進室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長
	[略]
[略]	
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>I L C</u> 推進室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]
[略]	

	、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長
	[略]
[略]	
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]
[略]	

首席ふるさと振興監	[略]
総括課長	[略]
[略]	

(2) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長及び総括調査監の服務に関すること。

(6)～(15) [略]

2 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2・3 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、I L C推進室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括

首席ふるさと振興監	[略]	
首席 I L C 推進監	I L C 推 進監	
総括課長	[略]	
[略]		

(2) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長、総括調査監及び I L C 推進監の服務に関すること。

(6)～(15) [略]

2 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 本庁の首席 I L C 推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) I L C 推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(2) I L C 推進監の休暇に関すること。

(3) I L C 推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び総括

課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) [略]

(7) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～5 [略]

6 ILC推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 国際リニアコライダの建設の実現に係る施策に関すること。

ILC推進課長専決事項

(1) 国際リニアコライダの建設の実現に係る施策の実施に関すること。

7 [略]

調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) [略]

(7) 特命参事、調査監、報道監、職員育成監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びILC推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

<p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第27条の2 [略]</p>	<p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第27条の2 [略]</p> <p><u>( I L C 推進局の総括課長及び課長の専決事項)</u></p> <p>第27条の3 <u>事業推進課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総括課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る総合的な調整及び施策の推進に関すること。</u></p> <p><u>計画調査課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る施策の推進のための調査に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

(公有財産規則の一部改正)

2 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、<u>I L C 推進局</u>にあつては<u>企画総務課総括課長</u>並びに出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(債権の管理に関する規則の一部改正)

3 債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、<u>I L C推進局</u>にあつては<u>企画総務課総括課長</u>並びに出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

4 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項及び第15条第1項に規定する各課等、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職員課並びに岩手県労</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第8条の2第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項、<u>第13条の3第1項</u>及び第15条第1項に規定する各課等、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職</p>

<p>働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>
------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

5 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>別表第1（第2条～第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">知事の事 務部局</td> <td style="text-align: center;">本庁</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">復興局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出納局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の事 務部局	本庁	[略]	復興局	[略]	出納局	[略]	[略]	[略]	[略]			<p>別表第1（第2条～第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組 織</th> <th>職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">知事の事 務部局</td> <td style="text-align: center;">本庁</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">復興局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>I L C 推進局</u></td> <td style="text-align: center;"><u>企画総務課</u> 管理課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出納局</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織		職 等	知事の事 務部局	本庁	[略]	復興局	[略]	<u>I L C 推進局</u>	<u>企画総務課</u> 管理課長	出納局	[略]	[略]			[略]		
組 織		職 等																																
知事の事 務部局	本庁	[略]																																
	復興局	[略]																																
	出納局	[略]																																
	[略]	[略]																																
[略]																																		
組 織		職 等																																
知事の事 務部局	本庁	[略]																																
	復興局	[略]																																
	<u>I L C 推進局</u>	<u>企画総務課</u> 管理課長																																
	出納局	[略]																																
[略]																																		
[略]																																		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(会計規則の一部改正)

6 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則（第7号に掲げる用語にあっては、第180条第2項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、復興局復興推進課並びに出納局総務課</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則（第7号に掲げる用語にあっては、第180条第2項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、復興局復興推進課、<u>I L C 推進局企画総務課</u>並びに出納局総務課</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。